

平成28年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円) → 改定後

事業(施設)の種類			補助基準額	改定後単価	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	47,000,000	48,000,000
			標準	44,800,000	45,800,000
21人 ~ 40人		都市部	94,700,000	96,700,000	
		標準	90,200,000	92,100,000	
41人 ~ 60人		都市部	157,800,000	161,200,000	
		標準	150,300,000	153,600,000	
61人 ~ 80人		都市部	221,500,000	226,300,000	
		標準	211,000,000	215,600,000	
81人 ~ 100人		都市部	285,500,000	291,700,000	
		標準	271,900,000	277,800,000	
101人 ~ 120人		都市部	348,500,000	356,100,000	
		標準	331,900,000	339,200,000	
121人以上		都市部	412,400,000	421,500,000	
		標準	392,800,000	401,400,000	
施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	38,100,000	38,900,000	
		標準	36,300,000	37,100,000	
	21人 ~ 40人	都市部	76,400,000	78,000,000	
		標準	72,800,000	74,400,000	
	41人 ~ 60人	都市部	127,600,000	130,300,000	
		標準	121,500,000	124,200,000	
	61人 ~ 80人	都市部	179,600,000	183,500,000	
		標準	171,000,000	174,800,000	
	81人 ~ 100人	都市部	230,700,000	235,700,000	
		標準	219,700,000	224,500,000	
	101人 ~ 120人	都市部	282,700,000	288,900,000	
		標準	269,300,000	275,200,000	
	121人以上	都市部	333,900,000	341,200,000	
		標準	318,000,000	325,000,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部	36,300,000	37,000,000		
	標準	34,500,000	35,300,000		
大規模生産設備等整備加算	都市部	119,100,000	121,800,000		
	標準	113,500,000	116,000,000		
短期入所整備加算	都市部	10,100,000	10,200,000		
	標準	9,670,000	9,820,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,500,000	11,700,000		
	標準	11,000,000	11,200,000		
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,400,000	8,550,000		
	標準	8,020,000	8,170,000		
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,430,000	5,550,000		
	標準	5,180,000	5,290,000		
避難スペース整備加算	都市部	31,700,000	32,300,000		
	標準	30,200,000	30,800,000		

平成28年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円) → 改定後

事業(施設)の種類			補助基準額		改定後単価
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	85,400,000	87,200,000
			標準	81,300,000	83,100,000
		21人 ~ 40人	都市部	171,300,000	175,000,000
			標準	163,200,000	166,700,000
		41人 ~ 60人	都市部	285,400,000	291,600,000
			標準	271,800,000	277,800,000
		61人 ~ 80人	都市部	401,400,000	410,300,000
			標準	382,400,000	390,800,000
		81人 ~ 100人	都市部	516,600,000	527,900,000
			標準	492,000,000	502,800,000
		101人 ~ 120人	都市部	631,500,000	645,300,000
			標準	601,500,000	614,700,000
		121人以上	都市部	746,600,000	762,900,000
			標準	711,000,000	726,600,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	36,300,000	37,000,000	
		標準	34,500,000	35,300,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	119,100,000	121,800,000	
		標準	113,500,000	116,000,000	
	短期入所整備加算	都市部	10,100,000	10,200,000	
		標準	9,670,000	9,820,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,500,000	11,700,000	
		標準	11,000,000	11,200,000	
	相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,400,000	8,550,000	
		標準	8,020,000	8,170,000	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,430,000	5,550,000		
	標準	5,180,000	5,290,000		
避難スペース整備加算	都市部	31,700,000	32,300,000		
	標準	30,200,000	30,800,000		
共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部	22,700,000	23,100,000
			標準	21,600,000	22,000,000
		短期入所整備加算	都市部	10,100,000	10,200,000
			標準	9,670,000	9,820,000
	エレベーター等設置整備加算	都市部	1,790,000	1,830,000	
		標準	1,710,000	1,740,000	
	相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,400,000	8,550,000	
		標準	8,020,000	8,170,000	
	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,430,000	5,550,000	
		標準	5,180,000	5,290,000	
	避難スペース整備加算	都市部	31,700,000	32,300,000	
		標準	30,200,000	30,800,000	

平成28年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円) → 改定後

事業(施設)の種類			補助基準額		改定後単価
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	85,400,000	87,200,000
			標準	81,300,000	83,100,000
		21人 ~ 40人	都市部	171,300,000	175,000,000
			標準	163,200,000	166,700,000
		41人 ~ 60人	都市部	285,500,000	291,700,000
			標準	271,900,000	277,800,000
		61人 ~ 80人	都市部	401,400,000	410,300,000
			標準	382,400,000	390,800,000
		81人 ~100人	都市部	516,600,000	528,000,000
			標準	492,000,000	502,800,000
		101人 ~120人	都市部	631,600,000	645,400,000
			標準	601,500,000	614,700,000
		121人以上	都市部	746,600,000	762,900,000
			標準	711,000,000	726,600,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	36,300,000	37,000,000	
		標準	34,500,000	35,300,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	119,100,000	121,800,000	
		標準	113,500,000	116,000,000	
	短期入所整備加算	都市部	10,100,000	10,200,000	
		標準	9,670,000	9,820,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,500,000	11,700,000	
		標準	11,000,000	11,200,000	
	相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,400,000	8,550,000	
		標準	8,020,000	8,170,000	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,430,000	5,550,000		
	標準	5,180,000	5,290,000		
小規模グループケア整備加算	都市部	17,700,000	18,000,000		
	標準	16,900,000	17,200,000		
避難スペース整備加算	都市部	31,700,000	32,300,000		
	標準	30,200,000	30,800,000		
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	47,000,000	48,000,000
			標準	44,800,000	45,800,000
		21人 ~ 40人	都市部	94,700,000	96,700,000
			標準	90,200,000	92,100,000
		41人 ~ 60人	都市部	157,800,000	161,200,000
			標準	150,300,000	153,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	221,500,000	226,300,000
			標準	211,000,000	215,600,000

平成28年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円) → 改定後

事業(施設)の種類		補助基準額	改定後単価	
	81人 ~100人	都市部	285,500,000	291,700,000
		標準	271,900,000	277,800,000
	101人 ~120人	都市部	348,500,000	356,100,000
		標準	331,900,000	339,200,000
	121人以上	都市部	412,400,000	421,500,000
		標準	392,800,000	401,400,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	36,300,000	37,000,000
		標準	34,500,000	35,300,000
	大規模生産設備等整備加算	都市部	119,100,000	121,800,000
		標準	113,500,000	116,000,000
	短期入所整備加算	都市部	10,100,000	10,200,000
		標準	9,670,000	9,820,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,500,000	11,700,000	
	標準	11,000,000	11,200,000	
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,400,000	8,550,000	
	標準	8,020,000	8,170,000	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,430,000	5,550,000	
	標準	5,180,000	5,290,000	
避難スペース整備加算	都市部	31,700,000	32,300,000	
	標準	30,200,000	30,800,000	
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	23,700,000	24,100,000	
	標準	22,500,000	23,000,000	
短期入所(短期入所のための整備の場合)	都市部	10,100,000	10,200,000	
	標準	9,670,000	9,820,000	
相談支援、障害児相談支援(各事業のための整備の場合)	都市部	8,400,000	8,550,000	
	標準	8,020,000	8,170,000	
居宅介護、保育所等訪問支援(各事業のための整備の場合)	都市部	5,430,000	5,550,000	
	標準	5,180,000	5,290,000	
補装具製作施設	都市部	12,100,000	12,300,000	
	標準	11,600,000	11,800,000	
盲導犬訓練施設	都市部	147,600,000	150,900,000	
	標準	140,700,000	143,700,000	
点字図書館	都市部	40,700,000	41,600,000	
	標準	38,800,000	39,600,000	
聴覚障害者情報提供施設	都市部	54,800,000	56,000,000	
	標準	52,200,000	53,400,000	

別表3-1  
通常単価

平成28年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円) → 改定後

事業(施設)の種類	補助基準額		改定後単価
		都市部	
解体撤去工事費(入所系)	都市部	10,800,000	11,100,000
	標準	10,400,000	10,600,000
解体撤去工事費(通所系)	都市部	5,380,000	5,490,000
	標準	5,130,000	5,240,000
仮施設整備費(入所系)	都市部	19,700,000	20,100,000
	標準	18,800,000	19,200,000
仮施設整備費(通所系)	都市部	9,670,000	9,820,000
	標準	9,220,000	9,370,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)